

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

江東区

2. 構造改革特別区域の名称

育てよう！こうとうIT職人特区

3. 構造改革特別区域の範囲

江東区の全域

4. 構造改革特別区域の特性

江東区は、都心に隣接するとともに隅田川の河口に位置し、東京湾に面しており豊かな水辺環境に恵まれた地域である。近年、工場移転に伴う工場跡地や埋め立てによる広大な未利用地にマンション等が建設され他区と比較して人口が増加しているのが特色である。

区内には、JR総武線、京葉線、東西に東京メトロ東西線、半蔵門線、都営新宿線、南北には都営大江戸線が走り、全方位からの良好なアクセスが確保されていることから、住民、企業にとって最良の環境にあり、企業の進出も増加している。特に南部地域である臨海部は、世界に開かれた情報受発信基地としてのテレコムセンター、国際的な市民交流やビジネス・ネットワークの拠点となる国際コンベンションパーク東京ビックサイトなどが整備され、業務系の企業の進出が目立っている。また今後、私立高校、私立大学が整備されるなど、業務、商業、居住などの機能がバランスよく配置された複合市街地が形成される予定であり、業務系の企業が多数進出することが想定できる。

このように、事業を行うに十分な人材が集まり、情報・通信をリードすることが可能な地域であるため、IT産業の集積が進んでおり、上場企業の本社をはじめ、中小ソフト関連企業も多く、平成13年の調査では、ソフトウェア、情報サービス業は、企業数168、従業員数20,700人となっている。一方、産業・経済環境は、外国企業の躍進、構造改革の推進、規制緩和など大きく変化し、技術革新など、新たな創造が企業にも要求される時代となり、情報技術の導入なくして企業の発展が見込めない状況である。このため、職業人に求められる能力も高度化してきている。

江東区は、区内の産業政策において「企業競争力の強化」「技術革新の促進」「ビジネスチャンスの拡大」を目指しており、高度なIT教育の充実、即戦力となる専門性の高い人材の育成が求められる。

このため、IT職人特区として、IT関連企業と連携し、高度なIT技術に習熟した人材育成することで、本区の雇用促進並びに地域産業の更なる活性化が図れる。また、区内でIT技術取得講座が実施されれば、コンピュータゲーム操作に長けている若年層の取得参加も想定され、しいては、技術を生かして地元企業への就業も可能である。高校・大学との連携に

より産学公連携事業の更なる拡大が可能となり、次世代産業活動を担う優れた「人材」を育成し十分に役割を果たすと期待できる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

●高度IT人材育成の意義

本特例措置に基づく講座を開設することは、基本情報処理技術者試験やCIW資格といったIT資格を有した人材を育成するための基盤を整備することである。これは、国際社会の第一線でも活躍することが期待できる人材の輩出を図ることにも繋がるものである。本区の既存の産業を活性化するために、産業活動を担う優れた「IT人材」を輩出することは重要な意義がある。そのための専門性に重点を置いた教育を推進する上でも、これらの特例措置の実施は是非とも求められるものである。

●教育基盤の整備

IT技術の高度化や情報化の進展・拡大に伴うサービス集積型経済の極大化など、社会や経済が急速に変化している昨今にあっては、よりいっそう時代のニーズに応え得る人材を育成することが求められるため教育内容の改善・充実も継続して行われていくことが必要である。加えて今後、一層の少子化が加速し、若年層の労働者人口が大幅に減少していくことから若者一人ひとりの個性や能力を最大限に引き出すことができるような職業能力開発を積極的に支援していくことが求められている。このため、若者の職業能力開発を進めていく上で最も強みとなりうるIT関連の資格取得を図るために本計画を実施する意義がある。

6. 構造改革特別区域計画の目標

●IT資格取得の促進

情報処理技術者試験については、企業や大学等からも高い評価を得ており、優遇制度が設けられるなど就職や進学に有利とされていることから、個々の職業能力の開発において広く活用されている。また、本特例措置に基づく講座開設事業を予定する事業者においては、情報処理技術者の効果的な育成を図るための教育内容の整備がさらに進められることから、当該試験の合格率及び合格者数の増加は十分に期待できる。

今回の特例措置となる修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験及び修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験の免除により、受験者は、当該の事業者での効率的かつ体系的な学習が可能となることに加え、午後に実施される実務試験への対策に集中できることから、相対的に受験者の本番試験での負担が軽減され、効率的な学習を促進し、これにより本区内の学生や就業者の資格取得をも促進することが見込まれる。

●IT産業の担い手となり得る高度な人材育成と産業振興

情報処理技術者資格の取得者の増加は、IT人材の量的な増大をもたらす。これは中・長期的に見れば、IT産業の担い手となりうる高度IT人材が育成されていくことを示すものでもある。これらの高度な能力を備えたIT人材が、本区における企業に就職したりあるいは起業などを始めることも十分に予想され、それにより本区のIT関連企業の生産性もより一層、向上するものと期待される。この結果がもたらすものは、地域経済、ひいては我が国全体の経済

に活性化にもつながるものであると言える。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置に基づく講座開設事業を実施することで、若年者で初級システムアドミニストレータ試験を受けるために勉強し、更なるスキルアップを目指し、国際インターネット資格であるC I Wを取得する者も増加することから、国際競争力に秀でた高度なIT技術者の養成も強化されると期待できる。これらに相乗して、これまで培ってきた専修学校の特色ある実技教育の効果も考えれば、この特例措置に基づく講座を本校で開設することは、まさに「就職力」を備えた有望な人材を送り出していくことにも繋がると考えている。そして、増加したこれらの有望なIT人材が地域企業で就業するようになり、あるいはITを利用して起業を志す者となり、地域産業の振興へと繋がるものと考えられる。

また、より一層のIT関連施設の増加、人材の確保、情報の集積化も期待でき、区内中小企業のIT技術を活用しての更なる業務の活性化が図れ、区内の若年者の新たなIT関連技術者としての雇用創出が期待できる。

8. 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

○ 「ITパークこうとう」による商工情報ネットワーク支援

「ITパークこうとう」は、中小企業の方々がパソコンを手軽に利用できるスペースを提供し、企業間の情報交換や情報交流を図るため、区内中小企業のIT化の拠点として、平成16年5月に開設された施設である。

本施設には、中小企業向けの小規模なパソコン教室もあり、江東区中小企業支援サイト「K-NET」事務局も併設されており、事務局の運営は、K-NETと同様に江東区が松下電器産業株式会社に委託している。

パソコン(13台)が配備され、自由にインターネットや調査・学習等ができる「ITサロン」と、パソコンによる顧客管理・売上管理・在庫管理や企業PRに効果的なホームページの作成など中小企業の実務に役立つ小規模(8名定員)の「パソコン講座」を運営。情報交換の場として利用できる。

○ ITコーディネータ江東コンソーシアムと協力したITコーディネータの派遣助成

経営改善や経営戦略の手段として、ITの導入や更新を進める中小企業を対象とした制度。独立行政法人中小企業基盤整備機構「IT推進アドバイス事業」では、情報通信技術の急速な進歩による経済社会の構造改革に対応できるよう、中小企業の実態に即した課題の解決のため、IT推進アドバイザーを派遣し、個別企業の実態に即した支援を行っている。ITとはなにか、ITへの取り組みは、現在のシステムでよいのか、新システムをつくるにはどうしたらよいか等の質問、疑問にコンサルティング、システムマネジメントの実績を持った各分野の専門家がアドバイスする。

区では、この事業によりITコーディネータの派遣を受けた場合、事業主の負担となる経費の2分の1（10万円を限度）を交付する。

1 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) NECソフト株式会社

所在地：東京都江東区新木場1-18-6

(2) プロソフトトレーニングジャパン株式会社（講座の共同運営者）

所在地：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-5-7 江原ビル5F

(3) 日本CIW普及育成協議会（JACC）[修了認定試験の提供者]

代表者：西川 靖俊

（プロソフトトレーニングジャパン株式会社代表取締役）

所在地：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-5-7 江原ビル5F

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」（CIW併用コース）

別添資料1のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会（JACC）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会（JACC）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 前項アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が

- 提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特例区域内に指定した施設とする。
- エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。但し、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

当該民間資格試験の出題項目：表に示す通り。

	出題分野		出題項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ

(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

1 特定事業の名称

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) NECソフト株式会社

所在地：東京都江東区新木場1-18-6

(2) プロソフトトレーニングジャパン株式会社（講座の共同運営者）

所在地：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-5-7 江原ビル5F

(3) 日本CIW普及育成協議会（JACC）[修了認定試験の提供者]

代表者：西川 靖俊

（プロソフトトレーニングジャパン株式会社代表取締役）

所在地：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-5-7 江原ビル5F

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」（CIW併用コース）

別添資料1のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会（JACC）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会（JACC）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 前項アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が

- 提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特例区域内に指定した施設とする。
- エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。但し、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

当該民間資格試験の出題項目：表に示す通り。

	出題分野		出題項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ

(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング I
		2	HTML コーディング II
		3	HTML コーディング III
		4	HTML コーディング IV
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー I
		3	拡張言語テクノロジー II

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。